

京都市消防局訓令甲第3号

各 部
防 災 対 策 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局消防職員委員会規則施行規程の一部を次のように改正する。

平成17年10月5日

京都市消防局長 森澤正一

第1条中「第11条」を「第13条」に改める。

第3条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条第1項中「第5条第1項」の右に「及び第7条第1項」を、「よる委員」の右に「又は意見取りまとめ者（以下「委員等」という。）」を加え、「に委員」を「に委員等」に改め、「（以下「被推薦人」という。）」を削り、同条第2項中「被推薦人」を「委員等として推薦される職員」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「委員」の右に「及び意見取りまとめ者」を加える。

第5条中「第7条」を「第8条第1項ただし書」に、「総務部人事課（以下「事務局」という。）」を「事務局」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

規則第8条第1項本文の規定により、職員が意見を提出する場合は、当該職員が所属する組織区分の意見取りまとめ者を経由し、総務部人事課（以下「事務局」という。）を通じて行うものとする。この場合において、意見取りまとめ者は、意見を提出した職員に対し当該意見の趣旨を確認するものとする。

2 意見取りまとめ者は、前項後段の規定による確認をした結果、規則第8条第2項に規定する補足説明を行うこととした場合は、補足説明書（第1号様式）を作成し、

意見を提出した職員の了承を得て当該補足説明を行う際に提出するものとする。

- 3 意見取りまとめ者は、規則第8条第2項の規定により、委員会の制度の運用に関し意見を述べる場合は、委員会制度の運用に関する意見書（第2号様式）により事務局を通じて行うものとする。

第7条各号列記以外の部分中「第9条」を「第10条」に改め、「の各号」を削る。

第9条第1項中「第10条」を「第12条」に改める。

第10条中「委員会への意見提出並びに委員であること及び委員会の会議における発言」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 委員会への意見の提出
- (2) 委員であること及び委員会の会議における発言
- (3) 意見取りまとめ者であること及び規則第8条第2項の規定により、意見取りまとめ者が実施する事項

附則の次に次の2様式を加える。

補 足 説 明 書

（あて先）京都市消防局消防職員委員会	提出日 年 月 日
意見取りまとめ者の所属	意見取りまとめ者の氏名

京都市消防局消防職員委員会規則施行規程第5条第2項の規定により下記の意見に関する補足説明書を提出します。		
意見を提出する職員の所属		意見を提出する職員の氏名
意見の件名		
区 分	<input type="checkbox"/> 消防職員の勤務条件又は厚生福利に関する事項 <input type="checkbox"/> 消防職員の職務遂行上必要な被服又は装飾品に関する事項 <input type="checkbox"/> 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する事項	
補足説明の内容		
意見を提出する職員の了承	（確認日） 年 月 日	（確認方法） <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注：該当する□には、レ印を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

委員会制度の運用に関する意見書

（あて先）京都市消防局消防職員委員会	提出日 年 月 日
意見取りまとめ者の所属	意見取りまとめ者の氏名

京都市消防局消防職員委員会規則施行規程第5条第3項の規定により委員会制度の運用に関する意見書を提出します。
意見の内容

附 則

この訓令は、平成17年10月5日から施行する。

（消防局総務部人事課）